

# IP告知端末機の運用廃止と スマホに関する質問に答えます

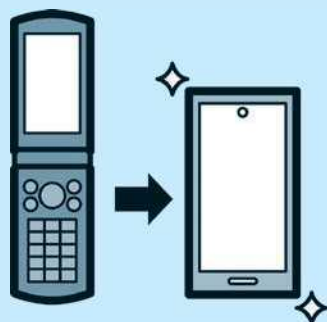
IP告知端末機の運用廃止や返還、スマートフォンの普及拡大支援などについて、広報4月号・5月号でもお知らせしてきました。

本号では、皆さまからいただいたIP告知端末機の返還やスマートフォンの普及拡大支援に関するよくある質問について掲載します。

## ■スマートフォン普及拡大支援について

### Q. スマートフォンを持っていない人は必ず持たなければいけないの？

⇒スマートフォンの所持は個人の自由となります。不要な方は購入しなくてかまいません。新しくスマホを購入した方やガラケーからスマホに買い換えた方には、35,000円分（月形商工会発行商品券）の支援をしています。



### Q. スマートフォンはどこで買うの

⇒スマートフォンは月形町内で販売していないので、ドコモ、au、ソフトバンクと協力して月形町内で販売会を開催する予定です。開催時期が決まりましたら、広報紙などでお知らせします。近隣の岩見沢市や美唄市などの販売店で購入してもかまいません。ご高齢の方で、スマホを持ちたいという方は、ご家族と一緒にいられることをお勧めします。

### Q. スマートフォン購入支援の事例を教えてください

⇒例を紹介します。

65歳以上の夫婦2人世帯で、夫が新たにスマホを購入、妻はすでにスマホを持っている場合

⇒妻はスマホを持っていても、夫が初めてスマホを持つ場合は、支援の対象となります。



### Q. まんまるナビの入れ方がわからない、スマートフォンの操作がわからない

⇒今年度はスマホ教室を10回程度開催する予定です。操作に不安な方は、ぜひご参加ください。開催時期は広報紙などでお知らせします。まんまるナビは、下記のQRコードを読み取って、入れることができます。

まんまるナビ QR



▲iPhoneから



▲Androidから

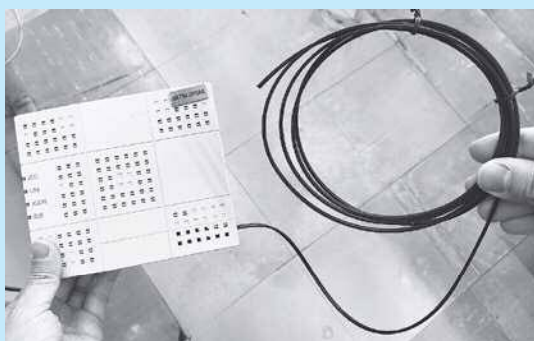
## ■IP告知端末機の返還について

### Q. IP告知端末機は使い続けていいの？

⇒令和7年9月30日までは、これまでどおり使用できます。使用したい方は引き続きご使用ください。使用ができなくなる令和7年10月1日以降は、令和7年12月30日までに返還していただければ、1,000円分の月形商工会発行商品券を交付します。

### Q. IP告知端末機を返還したいが、一緒に付いているONU（白い箱形の機器）の線は切っていいの？

⇒下図のようにONU（白い箱型の機械）から伸びている線をご自身で切断してかまいません。線は基本的に宅内に残置となります。余った不要な線は束ねておくか、さらに切断し、廃棄しても問題ありません。



以下の物品を役場に持参し、返還してください。

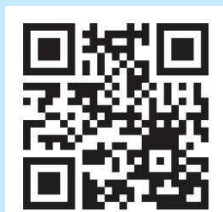


### Q. IP告知端末機は誰が取り外すの？

⇒基本のご自身で取り外していただきます。協力費という形で2,000円分(令和6年9月30日までの返還)または1,000円分(令和7年12月30日までの返還)の月形商工会発行商品券を交付しています。

### Q. IP告知端末機の取り外し方がわからない

⇒広報5月号に掲載している、QRコードを読み取っていただくと、動画でも取り外し方を解説しています。ご覧ください。



▲IP告知端末機  
取り外し動画

## ■その他

### Q. 町内の集まりでIP告知端末機の運用廃止やスマホ購入補助などに関する説明会は実施してくれるのか？

⇒4月22～24日に住民説明会を開催しました。町内会や各種団体などの集まりの中でも「説明してほしい」との要望があれば下記まで問い合わせください。



問合せ先

総務課危機管理係 ☎ IP 53・2321 Eメール : kikikanri@town.tsukigata.hokkaido.jp